

市営駐輪場等に「のぼり」を掲出し、自転車用ヘルメット着用を呼びかけます
～千葉県トラック協会千葉支部から寄贈された「のぼり」を活用します～

千葉市では、道路交通法や条例で努力義務となっている、自転車乗車時のヘルメット着用について、市民への周知啓発を進めています。

このたび、本年12月3日に千葉県トラック協会千葉支部から寄贈された自転車ヘルメット着用を呼びかける「のぼり」を、市営駐輪場等に掲出しますので、お知らせします。

1 概要

本年12月3日に千葉県トラック協会千葉支部から交通安全啓発の目的で本市へ自転車ヘルメット着用を呼びかける「のぼり」が寄贈されました。(寄贈枚数 112枚)
寄贈された「のぼり」は市営駐輪場等に掲出します。

2 時期

令和6年12月26日(木)から順次掲出

3 掲出場所

市営駐輪場、花見川緑地交通公園、市内高等学校 ほか



のぼりイメージ

<参考>自転車用ヘルメットについて

令和5年4月1日から、道路交通法においても、自転車を利用するすべての人のヘルメットの着用が努力義務となる改正が施行されました。

自転車事故による死亡の半数以上は、頭部の損傷によるものです。ヘルメットを着用することで、事故にあったときに、頭部損傷により死亡する割合を4分の1程度に低減できるという調査結果もあります。

自転車事故から自身やご家族、大切な人を守るため、自転車利用時のヘルメットについて着用をお願いします。

○市ホームページ「自転車のルールやマナーについて紹介します！」

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/chiikianzen/jitensyakoutuanzen.html>

